

宇久島におけるメガソーラーの事業につきまして、平成25年7月22日付けで貴会からいただいた要望書に対し下記のとおりお答えいたします。

## 記

### (1) 「メガソーラー建設にも県条例による環境影響評価の実施を義務付けること」について

前回お答えしましたとおり、本県条例では、30ha以上の土地の形質の改変を伴う面積的な広がりを持つ事業である場合は、環境影響評価の対象となります。

太陽光発電事業についても、これに該当すると判断した場合は、条例に基づき、環境影響評価の手続きを行うよう指導することとなります。

### (2) 「現に利用されていない農地（牧野を含む）以外への建設を認めないこと」について

現時点において、大まかな予定図は示されていますが、具体的にどの農地をどのように転用するかはお聞きしておりません。具体的な計画が示され、農地転用許可申請がなされた場合には、農地法の転用許可基準に基づき、転用の可否について判断されることとなります。

なお、農地について仮契約が結ばれていたとしても、転用許可がなければ効力は発生せず、ソーラーパネルとして設置利用できません。

また、農地転用面積が4haを超える場合は農林水産大臣の許可が必要となることを申し添えます。

再生可能エネルギーの普及促進につきましては、環境保全を前提に今後とも取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

今後とも、県政に対するご助言とご協力をお願い申し上げます。

平成25年8月7日

長崎県知事 中村 法道

